



梅

梶 税務経営ニゴース



編集 発行人
梶 義明
 税理士
梶 久男
 税理士
 〒933-0849
 高岡市横田本町10-7
 ダイキビル2F
 TEL 0766(25)7722(代)
 FAX 0766(25)7723
<http://kaji.zei-mu.jp>

2月

(如月) FEBRUARY

11日・建国記念の日

日	10	24
月	11	25
火	12	26
水	13	27
木	14	28
金	1	29
土	2	16
日	3	17
月	4	18
火	5	19
水	6	20
木	7	21
金	8	22
土	9	23

2月の税務と労務

- 国 税** / 平成19年分所得税の確定申告 2月16日~3月17日
 (還付申告は申告期間前でも受け付けられます)
- 国 税** / 贈与税の申告 2月1日~3月17日
- 国 税** / 1月分源泉所得税の納付 2月12日
- 国 税** / 12月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 2月29日
- 国 税** / 6月決算法人の中間申告 2月29日
- 国 税** / 3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 2月29日
- 国 税** / 決算期の定めのない人格なき社団等の法人税の申告及び納付 2月29日
- 地方税** / 固定資産税の第4期分の納付 市町村の条例で定める日

ワンポイント 国民健康保険税の年金天引き

国民健康保険税は国民健康保険の被保険者である世帯主にかかる市町村税。本年4月から、世帯主を含む国保加入の世帯員全員が65歳~74歳で、世帯主が年額18万円以上の年金を受給しており、世帯主の介護保険料と国保税の合計額が年金受給額の2分の1を超えない場合は、国保税が年金から天引きされます。

確定申告

のポイント

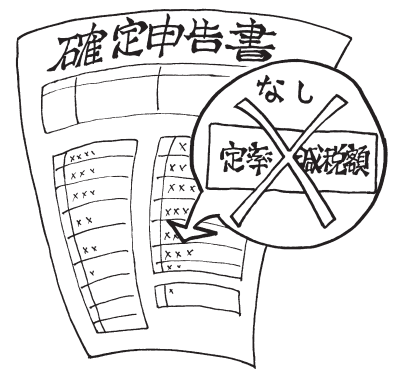


本年も所得税の確定申告の時期となりました。還付申告については既に一月から始まっています。納付額のある人については、二月十六日から受付開始（土曜日のため、税務署窓口での受付は十八日）となります。

以下、平成十九年分確定申告のポイントを整理してみます。

確定申告の対象者

確定申告の対象者は、大きく二つのグループに区分できます。一つは確定申告が法的に義務付けられている人、もう一つは義務はありませんが、申告をすることにより、所得税の還付を受けられる



人です。

確定申告をしなければならない人

(主な例)

- 個人で事業を行っており納税額がある
- 不動産収入がある人で納税額がある
- 給与が年間二、〇〇〇万円を超える
- 二か所以上から給与をもらっている
- 同族会社の役員等で、その会社に不動産や事業資金を貸し付け、使用料・利息等を受け取っている
- 平成十九年中に土地等の譲渡があった

給与所得者で給与以外の所得が二〇万円を超える

所得税の還付を受けられるケース

- 雑損控除を受ける
- 医療費控除を受ける
- 寄付金控除を受ける
- 配当控除を受ける
- 住宅ローン控除を受ける

平成十九年分の留意点

- (1) 定率減税の廃止
平成十一年以降長く続いていた所得税の定率減税措置が平成十八年分を最後に廃止となっています。
- (2) 地震保険料控除の適用開始

居住用家屋・生活用動産を保険又は共済の目的とし、かつ、地震等を原因とする火災等による損害に基因して保険金又は共済金が支払われる地震保険契約等に係る地震等損害部分の保険料又は掛金の合計額（最高五万円）が所得控除できます。

経過措置として、平成十八年十二月三十一日までに締結した長期損害保険契約等に係る保険料等については、従前の損害保険料控除が適用されます（最高

一万五千元）。前記とを適用する場合には、控除額は合わせて最高五万円となっています。

- (3) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除

住宅の取得等をして平成十九年又は平成二十年に居住の用に供した場合について、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額の特例制度が創設されています。

この特例は、現行の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除との選択適用とされています。

	居住年	住宅借入金等 残高の限度額 万円	適用年	控除率
原則	平成19年	2,500	1年目～6年目	1%
	平成20年	2,000	7年目～10年目	0.5%
特例	平成19年	2,500	1年目～10年目	0.6%
	平成20年	2,000	11年目～15年目	0.4%

所得税額速算表(平成19年分用)

課税総所得金額(A)		税率(B)	控除額(C)	税額= (A)×(B)-(C)	住民税額の速算表(所得割)	
超	以下				[課税所得]	[税率]
1,950,000円	1,950,000円	5%	0円	(A)×5%	一律	10%
3,300,000	3,300,000	10	97,500	(A)×10%-97,500円		
6,950,000	6,950,000	20	427,500	(A)×20%-427,500		
9,000,000	9,000,000	23	636,000	(A)×23%-636,000		
18,000,000	18,000,000	33	1,536,000	(A)×33%-1,536,000		
18,000,000	-	40	2,796,000	(A)×40%-2,796,000		

確定申告書チェック表

(平成19年分用)

区分	項目	チェックの内容
所得金額	共通	営業・農業・その他の事業・不動産所得等については、収支内訳書の添付が必要です。
		給与所得等の源泉徴収票は、原本が添付されていますか。
		還付申告書を提出する場合は、給与所得以外の所得が20万円以下であっても、含めて申告します。
		損益通算のできる損失は、不動産・事業・譲渡(注)・山林所得です。
所得から差し引かれる金額	医療費	補てん金は、未収であっても、見積りにより控除します。
		差引負担額から10万円(又は所得金額の5%か、いずれか少ない金額)を、差し引いてありますか。
		領収書の添付または提示がされていますか。
	寄付金	領収書、証明書等の添付がされていますか。
	特定扶養親族	扶養親族のうち、年齢16歳以上23歳未満の人(昭和60.1.2～平成4.1.1生まれ)で、控除額は63万円です。
	寡婦(夫)	(1)寡婦 死別・離婚……扶養親族又は一定の生計を一にする子があれば、所得制限なし。 死別……合計所得金額が500万円以下。 特別の寡婦……扶養親族である子を有し、かつ合計所得金額が500万円以下。 (2)寡夫 死別・離婚とも一定の生計を一にする子がおり、かつ合計所得金額が500万円以下。
税額から差し引かれる金額	配偶者特別控除	合計所得金額が1,000万円超なのに適用していませんか。
		控除金額は、最高38万円です。
	住宅ローン控除	対象となる配当所得は、剰余金の配当等です。 控除額は、課税総所得金額1,000万円以下は10%、それを超える部分は5%になります。
		申告書の住宅借入金(取得)等特別控除欄の「居住年月日」等は、すべて記入がありますか。 添付書類の不足はないですか。 (1)新築・中古家屋の場合 家屋(土地)の登記簿謄本又は抄本 請負契約書又は売買契約書の写し 住民票 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書 昭和56年以前の中古住宅(平成17年4月以後取得分に限る)は、耐震基準を満たしたことの証明書 (2)増改築をした家屋の場合 上記(1)の各種の書類の他に「建築確認の通知書の写し」若しくは「検査済証の写し」又は、「増改築等工事証明書」
その他	源泉徴収税額	未払いの源泉所得税額も含めて記載します。
	申告納税額	黒字の金額は、100円未満の端数は切り捨て。
	予定納税額	第一期・第二期とも、未納があっても記載して下さい。

(注)一定の居住用財産以外の土地・建物等を除く。

借家の明渡しによる立退料

Q 10年間住んでいた借家を家主の都合により明け渡すことになり、その際、家主から立退料200万円を受け取りましたが、この立退料として収受した金額は、どの所得として申告すればよいのでしょうか？

A 借家を明け渡すことによって収受する立退料の考え方は、おおむね次のように区分することができ、それぞれの所得区分とされますが、通常はこれらの性質の2以上が混在することが多く、所得計算においては、その実質によって立退料の金額を区分しなければならない場合が生じます。

立退きのための費用の弁償...一時所得
借家権の消滅の対価...譲渡所得
事業者の場合の営業補償...事業所得

ところで、この区分方法について、所得税基本通達では、立退料の全額からに相当する金額及びに相当する金額を控除した残額をもってに相当する金額とし、一時所得として課税対象とする考え方が示されています。

ご質問のように、立退料の金額のうち借家権の消滅の対価に相当する金額が明らかに区分できない場合には、実務上、立退料の全額から立退き費用として実際に要した費用の額を控除した残額を借家権の消滅の対価とする方法を取ることやむをえない方法であると考えられます。

しかし、借家権については、借家権の取引慣行のある地域においてはその立退料のうち借家権の消滅の対価に該当する金額は譲渡所得に該当しますが、その取引慣行がない地域においては、その金額は一時所得に該当することとなります。

なお、借家権の対価に係る譲渡所得は、土地建物等の譲渡に該当せず、総合課税の譲渡所得（長期）として計算することとなります。

答

給与所得及び退職所得以外の所得金額が給与所得者

問 青色申告特別控除により二〇万円以下となった不動産所得
本年分の私の所得は、給与の年間収入九〇〇万円の他、青色申告の承認を受けている不動産所得一六万円（青色申告特別控除額一〇万円を控除後）です。確定申告の必要がありますか？

の確定申告不要の限度額二〇万円以下であるかどうかは、確定申告書への記載を要件とする所得計算の特例を適用しないで判定します。一〇万円の青色申告特別控除は所得計算の特例のひとつですが、青色申告書提出の承認を受けている人の、その承認を受けている年分に適用があり、確定申告書への記載は要件とされていません。従って、確定申告する必要はありません。

歯列矯正のための費用

Q 小学2年生の長男は、歯並びが悪く、このまま放置しておくとなれば健全な成長に支障をきたす可能性があるため、歯列矯正の治療を受けました。その治療費として50万円を支払いましたが、この治療費は私の所得税の確定申告で医療費控除の対象として差し支えないのでしょうか？

A 歯列矯正の治療に要する費用は、成人になってから特に健康上の理由もなく美容整形を目的として行う場合は医療費控除の対象とされません。しかし、通常、乳歯から永久歯に生え替わる成長期において、歯のかみ合わせを正常化するなどのために行われる歯列矯正は、身体の構造又は機能の欠陥を是正するものと考えられます。

したがって、ご質問の歯列矯正のための費用は正に歯科医師に対する治療の対価といえますので、医療費控除の対象として差し支えありません。